

旅館・ホテル等における

夜間の防火管理体制指導マニュアルについて

東京消防庁 指導広報部 指導課長 小林 恭 一

はじめに

最近、寝具類の防炎化をめぐる動きが活発である。一つは「旅館・ホテル等における夜間の防火管理体制指導マニュアル」における防炎寝具類の位置付けであり、もう一つは松寿園火災を契機とした福祉施設等の防火安全対策の一環としての寝具類の防炎化の促進である。

本稿では、このうち、旅館・ホテル等における夜間の防火管理体制指導のマニュアルについて解説し、その中での防炎寝具の位置付け等についても説明することとしたい。

1 マニュアルの考え方

このマニュアルでは、旅館・ホテル等において夜間に火災が発生した場合に、当直者が最低限なすべき対応行動を示すとともに、当該旅館・ホテル等の構造、内装、竖穴区画、スプリンクラーの有無等の実態に応じて一定の限界時間を設定し、最低限必要な行動がすべてその限界時間内に行われなければならないこととしている。

消防機関は、この考え方に基づいて旅館・ホテル等を指導するとともに、対応行動の簡略化や限界時間の延長方法に関するアドバイスを行って、旅館・ホテル等の防火安全対策の向上を図ることとなる。

2 構成

このマニュアルは、①限界時間の設定方法

②対応行動の決定方法

③検証（行動時間の測定）
方法

④改善指導の方法

の4つの内容からなっているが、実際には②と③はセットになって書かれているので、大きく分けると3つの部分から成り立っている。

消防機関は、管内の個々の旅館・ホテル等に対し、それぞれの実態に応じて、まず限界時間と対応行動を決定して旅館・ホテルに示すとともに、消防機関の専門的知識と④（改善指導）から、旅館・ホテル等の夜間の勤務体制に応じた対応システムについて若干のアドバイスをし、後日、再び当該旅館・ホテルを訪れて、対応行動に要する時間（行動時間）が限界時間の範囲内に収まっているかどうかを検証する。

首尾よく行動時間が対応時間内に収まっていれば、その時の対応システムをもとにして夜間の消防計画を作成させることとし、行動時間が対応時間内に収まっていない場合には、「改善指導の方法」をもとに、今度は本格的に当該旅館・ホテルの対応システムその他について、改善指導を行うこととなる。

3 限界時間の設定

限界時間は、火災階の限界時間と非火災階の限界時間の2種類となっている。

火災階の限界時間の基本は、

3分：内装制限がなされていない場合

6分：内装制限がなされている場合

9分：スプリンクラーが設置されている場合



であり、この数値及び考え方は、建設省が昭和54年3月に通知した「建築物防災対策要綱」で用いられている数値及び考え方と同様である。

本マニュアルでは、この基本的な数値に加え、延焼時間を遅延させる要素として、防災寝具の使用（1分）又は初期消火の際の屋内消火栓の使用（1分）を評価し、それぞれ「延長時間」として基本数値に加算することができることとなっている。

従って、「行動時間」が「限界時間」を超えている場合には、その改善方法の有力な手段として、防災寝具を使用することにより限界時間を1分間延長することが考えられるのである。

なお、防災寝具の使用により延長時間を加算出来る場合を、旅館・ホテル等が内装制限されている場合に限っているが、これは建材として可燃物が大量に使用されている場合に寝具のみを防災化しても、延焼時間を遅延させる要素として大きな評価は出来ないためである。

また、客室と廊下の上に欄間・ガラリ等があり、火災が発生した場合に、容易に煙の拡大が進むような構造の旅館・ホテル等の場合には、内装制限がなされていても、避難のための限界時間はかなり短くなる。この時間は、厳密には欄間・ガラリ等の面積、位置、高さ、排煙設備の状況等によって異なるが、ここでは「1分」とされている。

非火災階の限界時間は、火災階の限界時間に、

堅穴区画がなされている場合にのみ、3分の延長時間を加算することが出来ることとされている。

本マニュアルでは、これに加え、すべての客室に定員相当の避難用保護具（自給式の呼吸保護具又は簡易防煙マスク等）が備え付けられている場合には、上階での煙汚染にある程度の時間耐えることが出来ることを評価し、さらに1分延長時間を加算することが出来ることとされている。

4 対応行動の決定

火災が発生した場合の対応行動の基本は、建物が変わってもそう大きく変わるものではない。

即ち、①自火報の受信機により、発報箇所を確認する。

②現場確認を行う。

③119番通報を行う。

④初期消火を行う。

⑤宿泊客を起こし、火災であることを知らせ避難を開始させる。

⑥宿泊客を安全な地点まで誘導する。

等である。

このマニュアルでは、このような対応行動の基本をおさえたいうで、以下のような原則によって、これらの行動を整理している。

(1) 最低限必要な対応行動に限る。

対応行動は、何重ものバックアップ体制をとり、

基本的な対応が確実になされるようなものにしておくことが望ましいことはいうまでもないが、旅館・ホテル等の夜間体制の実態を前提として、本マニュアルでは、対応行動として、最低限必要なものに限っている。

- (2) これら以外の行動は、これらの基本的な対応行動を行うための手段として位置付ける。

これらの対応行動以外にも、対応システムの組み方によっては、他の従業員への連絡、社長への連絡等、様々な行動を行わなければならない場合が出て来るが、それらの行動は、あくまでもこれらの基本的な対応行動を行うための手段であると考え、消防機関の側では、必要な行動としては位置付けないこととされている。

- (3) 必要な対応行動が行われるのであれば、機械に代替させても差し支えない。

宿泊客を相当の確率で起こすことが出来るのであれば、従業員が各客室毎にドアをたたいて起こして歩くのでも、各客室毎に設置された一斉電話のようなものによって起こすのでも、結果は同じはずである。

同様のことは、避難階段入り口付近で大声で叫んで誘導することに替えて、点滅型誘導音装置付き誘導灯を設置する場合などについても言える。

機械は、臨機応変の対応が出来ず、信頼性についても一抹の不安があるため、従来人間の対応の補助具的に位置付けられて来たが、このマニュアルでは、旅館・ホテル等の夜間体制の実態を考慮し、機械の役割と能力を積極的に評価することとされている。

- (4) 防火区画を積極的に評価する。

防火区画は、火炎や煙を局限するのに極めて効果があるが、いざという時に閉鎖しないことが往々にしてあるため、その重要性は認めつつも、今一つ信頼されて来なかったが、防火戸の閉鎖可能性についてその都度チェックすることを前提に、避難誘導の際の範囲の設定、避難誘導の際の安全区域の設定等について、縦穴区画についても、水平区画についても、積極的に評価することとされている。

5 検証

検証は、自火報の発報から対応行動が終了するまでに要する時間を、消防機関の職員がストップウォッチで測定することによって行われる。検証の際には、個々の対応行動が的確に行われているか否かについてもチェックする必要がある。

なお、適マーク対象であるのに自火報が設置されていない施設の場合には、出火想定地点においてサイレンを鳴らす等の工夫が必要である。

6 改善指導と改善方法

検証の結果、対応行動に要する時間が限界時間を超えた場合には、消防機関は、当該旅館・ホテル等に対して改善指導を行うことになる。

この改善指導についてのメニューはマニュアルの別添に示されているが、その考え方の基本は、「消防機関は改善の方法は問わない」ということである。

消防機関は、あくまでも防災の専門家としての立場から、対応行動のどこに無駄があるかを指摘し、訓練の方法をアドバイスし、費用のわりに効果の高い対策を示す等、助言指導に徹するべきであるとされており、改善の最終判断は旅館・ホテル等の側の主体性に任せられた方が、良い結果が得られるものとされている。

従って、個々の旅館・ホテル等がどのような改善方法を選択するかについては、最終的にはそれぞれの旅館・ホテル等に委ねられており、必ずしも「防災寝具の使用」という選択を行うかどうかは判らない。このため、防災業界の関係者としては、防災寝具の使用が、旅館・ホテル等がこのマニュアルをクリアーするための多様な手段のうちの極めて有効な方法であることを、積極的にPRする必要があるだろう。

PRの仕方次第では、このマニュアルは、旅館・ホテル等に防災寝具が普及するための大きなきっかけになるものと考えられる。

(前消防庁予防課課長補佐)